

積水ハウスオーナーでんき供給約款附則
(積水ハウスオーナーでんき AE・四国エリア)

2024 年4月 1 日実施

積水ハウス株式会社 大阪瓦斯株式会社

1 この積水ハウスオーナーでんき供給約款附則の実施期日

この積水ハウスオーナーでんき供給約款附則(以下、「この附則」といいます。)は、2024 年4月 1 日から実施いたします。

2 積水ハウスオーナーでんき AE

積水ハウスオーナーでんき供給約款(四国エリア)別紙「2(従量電灯)」に、次のとおり(3)を追加するものといたします。

(3) 積水ハウスオーナーでんき AE

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに、お客さまから積水ハウスへの申込みにもとづき適用いたします。

(イ) 契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上使用できる最大出力(キロワット)との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款の定めに従い、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「3(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、託送供給等約款の定めに従い総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「4(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、積水ハウスおよび大阪ガス、または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により積水ハウスおよび大阪ガスとの需給契

約を締結する場合の契約容量は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

ホ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 平日昼間時間

平日(休日以外の日)をいいます。以降同様といたします。)午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間・休日時間

平日昼間時間以外の時間をいいます。

ヘ 使用電力量の郵送

使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	12,338 円 56 銭
---------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 平日昼間時間

70 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44 円 47 銭
---------------------------	-----------

b. 夜間・休日時間

240 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 78 銭
----------------------------	-----------

チ 電化割引

(イ) 総容量(入力)が原則として1キロボルトアンペア以上の別表「9(夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い)(1)」に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)または別表「10(オフピーク蓄熱式電気温水器に関わる取扱い)(1)」に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器(以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。)に該当する給湯設備(以下「給湯設備」といいます。)または電磁誘導加熱調理機器等のクッキングヒーター(以下「電気コンロ等」といいます。)もしくはその両方を据え付けて使用する需要(以下給湯設備または電気コンロ等もしくはその両方を使用する需要を総称して「給湯コンロ電化需要」といいます。)で、お客さまが適用を希望され、積水ハウスおよび大阪ガスが承諾した場合は、電化割引を適用いたします。この場合の各月の料金は、ト(料金)によって料金として算定された金額から、a または b によって算定された電化割引額を差し引いたものといたします。なお、a および b の重複適用はいたしません。

- 夜間蓄熱式機器またはクッキングヒーターのいずれかを使用する需要における電化割引額
電化割引額 = c の割引対象額 × 5 パーセント
- 夜間蓄熱式機器およびクッキングヒーターの両方を使用する需要における電化割引額
電化割引額 = c の割引対象額 × 10 パーセント
- 割引対象額

割引対象額＝ト(料金)(イ)の基本料金＋その1月の時間帯別の使用電力量にト(料金)(ロ)の該当料金を適用して算定された金額

- (ロ) この附則の適用を受けるお客さまが、新たに電化割引の適用を希望される場合は、お客さまの申し出にもとづいて積水ハウスおよび大阪ガスが給湯コンロ電化需要であることを確認し、お客さまの申し出を承諾した日の直後の検針日を電化割引の適用開始日といたします。
- (ハ) 積水ハウスおよび大阪ガスは、給湯コンロ電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電化機器に関する資料を提出していただきます。
- (ニ) 給湯設備または電気コンロ等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、すみやかに積水ハウスおよび大阪ガスに申し出ていただきます。
- (ホ) 給湯コンロ電化需要でなくなった場合は、給湯コンロ電化需要でなくなった日の直後の検針日の前日をもって、電化割引の適用を終了いたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も電化割引が適用されていた場合、電化割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (ヘ) 19(料金の算定)(3)イ、ロまたはハの場合で、日割計算をするときは、別表「8(日割計算の基本算式)」にもとづき算定された基本料金と電力量料金を割引対象額として電化割引額を算定いたします。

リ その他

積水ハウスオーナーでんき AE を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

3 別表

(1) 積水ハウスオーナーでんき供給約款(四国エリア)別表「4(契約容量および契約電力の算定方法)」を、次のとおり読み替えるものといたします。

4 契約容量および契約電力の算定方法

別紙「2(従量電灯)(2)ニ(ロ)」および別紙「2(従量電灯)(3)ニ(ロ)」の場合の契約容量ならびに別紙「3(動力契約)(1)ニ(ロ)」の場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。また、託送供給等約款に別の定めがある場合は、これに従うものといたします。

(ア) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 日割計算に関する事項

積水ハウスオーナーでんき供給約款(四国エリア)「20(日割計算)」および積水ハウスオーナーでんき供給約款(四国エリア)別表「5(日割計算の基本算式)」を、次のとおり読み替えるものといたします。

20 日割計算

(1) 大阪ガスは、19(料金の算定)(3)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表「5(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、積水ハウスオーナーでんきB、積水ハウスオーナーでんきCおよび積水ハウスオーナーでんき AE の料金適用上の電力量区分については、別表「5(日割計算の基本算式)(2)」により日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 19(料金の算定)(3)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

5 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を日割りする場合

$$\frac{1\text{か月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数}}{30\text{日}}$$

なお、この場合に算定された値の単位は、1銭とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 積水ハウスオーナーでんきAおよび積水ハウスオーナーでんきBの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ 積水ハウスオーナーでんきA

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{日}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適

用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 積水ハウスオーナーでんきB

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ イまたはロによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 積水ハウスオーナーでんき AE の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{イ 平日昼間時間における基本料金適用電力量} = 70 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

$$\text{夜間・休日時間における基本料金適用電力量} = 240 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

ロ イによって算定された基本料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 積水ハウスオーナーでんき供給約款(四国エリア)別表に、次のとおり 6, 7 を追加するものといたします。

6 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房機等の機器をいいます。

イ 主として夜間時間に通電する機能を有すること。

なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 大阪ガスまたは送配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ロ イの通電時間中に蓄熱のため使用されること。

(2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、積水ハウスおよび大阪ガスに申し出ていただきます。

(3) 積水ハウスおよび大阪ガスは、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、積水ハウスおよび大阪ガスは、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

7 オフピーク蓄熱式電気温水器にかかわる取扱い

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、積水ハウスおよび大阪ガスに申し出ていただきます。
- (3) 積水ハウスおよび大阪ガスは(1)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、積水ハウスおよび大阪ガスは、蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類を提示していただくことがあります。